

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

○管理美容師及び管理美容師資格認定講習会の指定	（食と暮らしの安全推進課）	一
○農用地利用配分計画の認可	（農業振興課）	一
○保安林の指定の解除	（森林整備課）	二
○保安林の指定の解除（二件）	（同）	二
○保安林の指定の解除（二件）	（同）	二
○保安林の指定の解除（二件）	（同）	二
○道路の区域変更	（道路課）	三
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	（防災砂防課）	三
○土砂災害警戒区域の指定	（同）	七
○土地改良区の定款変更の認可	（仙台地方振興事務所）	七
選挙管理委員会		
○政治団体の届出		七
○政治団体の届出事項の異動届		八
○政治団体の解散届		八
○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成三十年分）		九
○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成三十一年分）		九
○資金管理団体の届出事項の異動届		九
○資金管理団体の指定取消し等の届出		一〇
収用委員会		
○県道石巻鮎川線十八成浜事件公示送達		一〇

告 示

○宮城県告示第四百九十五号

管理美容師（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定による管理美容師資格認定講習会及び美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定による管理美容師資格認定講習会として、次のとおり指定した。

令和元年五月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 講習会の主催者の名称及び所在地

公益財団法人理美容師美容師試験研修センター

東京都江東区有明三丁目七番二十六号

二 講習会の日程及び会場

1 管理美容師資格認定講習会

(一) 日程

令和元年九月三十日（月）、十月七日（月）、及び十月二十一日（月）

(二) 会場

東京エレクトロンホール宮城

仙台市青葉区国分町三丁目三番七号

2 管理美容師資格認定講習会

(一) 日程

令和元年九月三十日（月）、十月七日（月）、及び十月二十一日（月）

(二) 会場

東京エレクトロンホール宮城

仙台市青葉区国分町三丁目三番七号

三 受講料

一人につき一万六千円

○宮城県告示第四百九十六号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和元年五月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 認可年月日

令和元年五月二十一日

○宮城県告示第四百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和元年五月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

石巻市渡波字大森一九（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和元年五月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

気仙沼市赤岩物見七九の二二から七九の二七まで、七九の二九、七九の三〇、八一の二一

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路及び駐車場用地とするため

二 解除に係る保安林の所在場所

気仙沼市赤岩物見八一の三（次の図に示す部分に限る。）、八一の一〇、八一の一五から八一の二〇まで、八一の二二、八一の二三

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

道路及び駐車場用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和元年五月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

気仙沼市本吉町午王野沢三五の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

砂防設備用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和元年五月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 1 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

柴田郡村田町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

柴田郡村田町（次の図に示す部分に限る。）

- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

21 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
柴田郡村田町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

(2) 柴田郡村田町（次の図に示す部分に限る。）

(3) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び村田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和元年五月二十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年五月二十一日

一 道路の種類 県道
宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 路線名 築館登米線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
栗原市築館字新後沢二番一地从先から 同市築館字新後沢三六番一地从先まで	前 四二・五 五九・五	後 四二・六 六一・五		二三四・二

○宮城県告示第五百二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）
第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和元年五月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項に関する事	縦覧場所
1 上鹿野東沢	土石流	名取市高館吉田字上鹿野東（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災防課及び宮城県仙台土木事務所
2 上鹿野東沢	土石流	名取市高館吉田字上鹿野東（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災防課及び宮城県仙台土木事務所
3 上鹿野東沢	土石流	名取市高館吉田字上鹿野東（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災防課及び宮城県仙台土木事務所
4 岩口沢1	土石流	名取市高館吉田字上鹿野東（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災防課及び宮城県仙台土木事務所
5 岩口沢2	土石流	名取市高館吉田字上鹿野東（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災防課及び宮城県仙台土木事務所
6 那智が丘沢	土石流	名取市那智が丘五丁目（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災防課及び宮城県仙台土木事務所
7 大門山沢	土石流	名取市高館熊野堂字大門山（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災防課及び宮城県仙台土木事務所
8 西里の2	急傾斜地の崩壊	名取市植松四丁目（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災防課及び宮城県仙台土木事務所
9 相互台	急傾斜地の崩壊	名取市相互台二丁目、相互台一丁目、高館熊野堂字大沢、高館熊野堂字大沢中（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災防課及び宮城県仙台土木事務所
10 長畑	急傾斜地の崩壊	名取市高館川上字長畑（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災防課及び宮城県仙台土木事務所

末沢西沢	上音無沢3	上音無沢2	宿南沢10	宿南沢8	宿南沢7	宿南沢5	宿南沢4	宿南沢3	宿南沢2	宿南沢1	2 西宝田沢1	1 西宝田沢1	東宝田沢	宿東沢	岩沢	谷津山	1 名取ヶ丘の崩壊	大門山	西真坂
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
柴田郡川崎町大字支倉字末沢（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字支倉字上音無（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字支倉字上音無（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字支倉字草井刈（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字支倉字草井刈（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字支倉字草井刈（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字支倉字草井刈（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字支倉字草井刈（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字支倉字西宝田（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字支倉字西宝田（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字支倉字西宝田（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字支倉字西宝田（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字支倉字西宝田（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字支倉字東宝田（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字支倉字石坂山（次の図のとおり）	名取市愛島塩手字岩沢（次の図のとおり）	名取市名取が丘三丁目、飯野坂七丁目（次の図のとおり）	名取市名取が丘一丁目、名取が丘四丁目、箱塚一丁目（次の図のとおり）	名取市高館熊野堂字大門山（次の図のとおり）	名取市高館吉田字西真坂（次の図のとおり）
															次の図のとおり				
															宮城県土木部防		宮城防課及び		
															災害対策		土木事務所		

野上沢	上ノ台沢	湯坪沢	大塚沢	立石沢	腹帯沢	キツネクボ沢	手代塚山西沢	榎木沢	榎木東沢2	榎木東沢1	3 釜房山南沢	2 釜房山南沢	1 釜房山南沢	支倉沢6	支倉沢5	支倉沢3	支倉沢1	支倉台沢2	支倉台沢1
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
柴田郡川崎町大字今宿字野上町（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字今宿字湯坪（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字今宿字湯坪（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字今宿字湯坪（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字今宿字北沢山（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字前川字松葉森山（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字前川字松葉森山（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字前川字手代塚山（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字前川字榎木（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字前川字榎木（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字前川字榎木（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字支倉字鍛冶谷山（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字支倉字鍛冶谷山（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字支倉字鍛冶谷山（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字支倉字中平山（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字支倉字中平山（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字支倉字中平山（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字支倉字東山（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字支倉字東山（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字支倉字川尻山（次の図のとおり）

八幡沢	土音無沢4	栃原沢4	栃原沢3	栃原沢2	栃原沢1	川窪北沢2	赤沢山沢	下石丸沢5	下石丸沢4	下石丸沢3	下石丸沢2	下石丸沢1	中ノ小谷沢	腰田沢	下原北沢3	下原北沢2	下原北沢1	日向沢2	日向沢1	
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
柴田郡川崎町大字支倉字八幡(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字支倉字八幡(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字本砂金字栃原(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字本砂金字栃原(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字本砂金字栃原(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字本砂金字栃原(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字支倉字川窪(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字支倉字赤沢山(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字川内字中原(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字川内字中原(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字川内字中原(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字川内字中原(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字川内字柳生川(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字川内字西山(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字今宿字薬師堂山根下(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字今宿字薬師堂山根下(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字今宿字薬師堂山根下(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字今宿字道下(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字今宿字道下(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字今宿字道下(次の図のとおり)	

浪形沢2	浪形沢1	4 大森南山沢	3 大森南山沢	2 大森南山沢	1 大森南山沢	内林山沢	北向沢2	6 釜房山南沢	5 釜房山南沢	4 釜房山南沢	蟹子沢	大石田沢	仁田子沢	宮ノ脇東沢	末沢東沢1	末沢下沢	山崎沢	山口沢	清水沢	
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
柴田郡川崎町大字前川字浪形(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字前川字浪形(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字前川字大森南山(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字前川字大森南山(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字前川字大森南山(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字前川字大森南山(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字前川字内林山(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字支倉字鳥屋沢山(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字小野字万太郎山(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字小野字万太郎山(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字小野字万太郎山(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字支倉字鹿塚(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字支倉字大石田(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字支倉字仁田子(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字支倉字宮脇上(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字支倉字末沢下(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字支倉字山崎(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字支倉字山口(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字支倉字清水(次の図のとおり)	柴田郡川崎町大字支倉字清水(次の図のとおり)	

東内野沢2	坂下沢1	中内野沢1	川窪北沢1	黒森山沢5	黒森山沢2	黒森山沢1	湯坪東沢	土橋西沢4	土橋西沢3	土橋西沢2	土橋西沢1	土橋沢	土橋南沢2	土橋南沢1	浪形沢6	浪形沢5	浪形沢4	浪形沢7	浪形沢3	
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
柴田郡川崎町大字本砂金字東内野（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字本砂金字坂下（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字本砂金字中内野（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字支倉字大倉山（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字小野字黒森山（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字小野字黒森山（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字小野字黒森山（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字今宿字田中（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字今宿字川前畑（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字今宿字川前畑（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字今宿字川前畑（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字今宿字川前畑（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字今宿字川前畑（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字今宿字川前畑（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字前川字浪形（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字前川字浪形（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字前川字浪形（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字前川字浪形（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字前川字浪形（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字前川字浪形（次の図のとおり）	

大森	荒羽賀	山崎の2	八幡	浪形の6	2松葉森山の	浪形の5	浪形の4	浪形の3	浪形の2	浪形の1	大森南山	山崎	倉ノ森の2	倉ノ森の1	滝前	宿の3	宿の2	殿上山	東内野沢1
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流
柴田郡川崎町大字前川字大森（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字川内字荒羽賀（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字支倉字日向（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字支倉字八幡（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字前川字浪形（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字前川字松葉森山（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字前川字浪形（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字前川字浪形（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字前川字浪形（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字前川字浪形（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字前川字浪形（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字前川字大森南山（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字支倉字山崎（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字支倉字倉ノ森裏山（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字支倉字滝前（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字支倉字宿（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字支倉字宿（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字支倉字八幡（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字支倉字八幡（次の図のとおり）	柴田郡川崎町大字本砂金字東内野（次の図のとおり）

松葉森山の崩壊	柴田郡川崎町大字前川字松葉森山（次の図のとおり）
急傾斜地の崩壊	柴田郡川崎町大字支倉字中峯山（次の図のとおり）

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第五百三三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

令和元年五月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
東真坂沢	土石流	名取市高館吉田字東真坂（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県仙台土木事務所
1 上鹿野東沢	土石流	名取市高館吉田字上鹿野東（次の図のとおり）	
余方下沢	土石流	名取市高館熊野堂字余方下（次の図のとおり）	
小畑沢	土石流	名取市高館熊野堂字余方中西（次の図のとおり）	
宿南沢 6	土石流	柴田郡川崎町大字支倉字草井刈（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県大河原土木事務所
宿南沢 9	土石流	柴田郡川崎町大字支倉字草井刈（次の図のとおり）	
上音無沢 1	土石流	柴田郡川崎町大字支倉字上音無（次の図のとおり）	
支倉沢 2	土石流	柴田郡川崎町大字支倉字中平山（次の図のとおり）	
支倉沢 4	土石流	柴田郡川崎町大字支倉字中平山（次の図のとおり）	
下原南沢 1	土石流	柴田郡川崎町大字前川字槻木（次の図のとおり）	
下原南沢 2	土石流	柴田郡川崎町大字前川字槻木（次の図のとおり）	

殿上山沢	土石流	柴田郡川崎町大字支倉字八幡（次の図のとおり）
末沢東沢 2	土石流	柴田郡川崎町大字支倉字宮脇上（次の図のとおり）
中内野沢 2	土石流	柴田郡川崎町大字本砂金字中内野（次の図のとおり）
坂下沢 2	土石流	柴田郡川崎町大字本砂金字坂下（次の図のとおり）
滝塚の 1	急傾斜地の崩壊	柴田郡川崎町大字支倉字滝塚（次の図のとおり）
滝塚の 2	急傾斜地の崩壊	柴田郡川崎町大字支倉字滝塚（次の図のとおり）
小屋館山	急傾斜地の崩壊	柴田郡川崎町大字支倉字小屋館山（次の図のとおり）
大石田	急傾斜地の崩壊	柴田郡川崎町大字支倉字大石田（次の図のとおり）

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第五百四号

大和町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和元年五月十三日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和元年五月二十一日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 山 口 浩 徳

選挙管理委員会

○宮選管告示第四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

令和元年五月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
遠藤あきお後援会	鈴木 利次	齋藤 信威	多賀城市八幡一四一九	平成三十一年四月二十三日
小野寺淳一後援会	小野寺淳一	小野寺望未	仙台市宮城野区福室二一八一	平成三十一年四月一日
鈴木宏後援会	菅井 仁	平岡 良一	柴田郡村田町大字村田字松崎六一	平成三十一年四月九日
辻畑めぐみ後援会	吉川 弘	菅野 友子	塩竈市玉川二二二六	平成三十一年四月二十三日
2030年の仙台を 考える会	千葉 修平	千葉 修平	仙台市太白区八木山南四一六一八	平成三十一年四月十九日
村上おさむ後援会	鈴木 幸男	村上 雅子	富谷市富ヶ丘三一五一五	平成三十一年四月一日

○宮選管告示第四十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和元年五月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党名取市支部	相澤 雅	会計責任者の氏名	村上 久仁	森屋 東藏	平成三十一年四月二日
自由民主党加美町支部	皆川章太郎	会計責任者の氏名	畠山 哲	畠山 智史	平成三十一年四月一日

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
安住としゆき後援会	安住 稔幸	会計責任者の氏名	大友三津枝	森 金五郎	平成三十一年四月二日
一條芳弘後援会	一條 芳弘	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	国会議員関係政治団体の区分	平成三十一年十二月三十一日

伊藤淳後援会 小杉 久男 政治団体の名称 伊藤淳後援会 (120%の会) 平成三十一年三月十六日

猪股洋文後援会 大山 匡 主たる事務所の所在地 加美郡加美町字矢越二七七一一 平成三十一年四月三日

郡和子の会 郡 和子 会計責任者の氏名 佐藤 泰憲 郡 尚徳 平成三十一年三月三十一日

桜井やすし後援会 櫻井 靖 代表者の氏名 櫻井 靖 高橋 辰郎 平成三十一年四月一日

自由民主党宮城県青年議員連盟 長谷川 敦 代表者の氏名 長谷川 敦 佐藤 光樹 平成三十一年四月十六日

菅原福治後援会 立古 守男 代表者の氏名 立古 守男 菅原 祝子 平成三十一年四月二十日

高橋けい後援会 時田久仁夫 主たる事務所の所在地 加美郡加美町字旧館一六九一 平成三十一年四月一日

日本臨床検査技師連盟宮城県支部 佐藤 誠 会計責任者の氏名 渡辺さち子 阿部美彌子 平成三十一年四月一日

ゆさみゆき応援団 遊佐美由紀 会計責任者の氏名 浅見 典彦 茂泉 貞夫 平成三十一年三月二十五日

吉田けい後援会 星 明朗 主たる事務所の所在地 加美郡加美町字南町一〇五一 平成三十一年三月二十六日

○宮選管告示第四十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

令和元年五月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
石山けいき後援会	石山 敬貴	平成三十一年三月二十五日
新杜の都・仙台を考える会	柿沼 敏万	平成三十一年三月三十一日
「真山祐一」沢中応援団	袖澤 勝義	平成三十一年三月三十一日
村上俊一後援会	村上 麗子	平成三十一年三月三十一日

○宮選管告示第四十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和元年五月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（資金管理団体）

新社の都・仙台を考える会

資金管理団体の届出をした者の氏名 柿沼 敏乃

資金管理団体の届出に係る公職の種類 仙台市議会議員

報告年月日 31. 3. 27 (31. 3. 31解散)

1 収入総額 873

前年繰越額 873

2 支出総額 873

3 支出の内訳

経常経費 873

事務所費 873

石山けいき後援会

報告年月日 31. 3. 26 (31. 3. 25解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

「真山祐一」沢中応援団

報告年月日 31. 3. 29 (31. 3. 31解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

村上俊一後援会

報告年月日 31. 2. 20 (31. 3. 31解散)

1 収入総額 83,753

前年繰越額 83,753

2 支出総額 0

○宮選管告示第四十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十一年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和元年五月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（資金管理団体）

新社の都・仙台を考える会

資金管理団体の届出をした者の氏名 柿沼 敏乃

資金管理団体の届出に係る公職の種類 仙台市議会議員

報告年月日 31. 4. 8 (31. 3. 31解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

（その他の政治団体）

石山けいき後援会

報告年月日 31. 3. 26 (31. 3. 25解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

「真山祐一」沢中応援団

報告年月日 31. 4. 4 (31. 3. 31解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

村上俊一後援会

報告年月日 31. 4. 4 (31. 3. 31解散)

1 収入総額 83,753

前年繰越額 83,753

2 支出総額 0

○阿彌畑知山長保田十郎

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和元年五月二十一日

宮城県選挙管理委員会
委員長 伊 東 則 夫

資金管理団体の届出を
した者の氏名 資金管理団体の
称 異動事項 新 旧 異動年月日

一條 芳弘 一條芳弘後援会 公職の種類 柴田町議会議員 衆議院議員 平成三十年
十二月三十一日

○宮選管告示第五十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨届出があった。

令和元年五月二十一日

宮城県選挙管理委員会
委員長 伊 東 則 夫

(一) 法第十九条第三項第二号による届出

資金管理団体の届出
をした者の氏名 資金管理団体の名称 資金管理団体でな
かった年月日

柿沼 敏万 新社の都・仙台を考える会 平成三十一年三月三十一日

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第13号

県道石巻鮎川線十八成浜事件について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、当委員会事務局において保管してあるので、来局の上その交付を受け
てください。

令和元年5月21日

宮 城 県 収 用 委 員 会

1 送達すべき書類

令和元年5月15日付け宮収号外通知文

平成31年4月26日付け権利取得裁決書及び明渡裁決書

2 送達を受けるべき者

近藤ふみの 住所及び常居所不明